

朝霞市日本手話に係る施策の推進方針

平成28年5月26日制定

朝霞市は、日本手話が言語であるとの認識に立ち、ろう者及び日本手話への理解を広げ、日本手話が使いやすい環境となるよう、朝霞市日本手話言語条例（平成27年朝霞市条例第38号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を次のとおり定める。

施策の推進に当たっては、当事者団体や関係機関等との連携を図るものとする。

1 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策（条例第8条第2項第1号）

- (1) 日本手話及び日本手話を使用するろう者に対する理解を促進するため、講演会を開催する。
- (2) 日本手話がろう者の言語であることを市民に対し周知するため、リーフレット等を作成し配布する。
- (3) 市の広報紙やホームページなどを活用し、日本手話の普及を行う。
- (4) 市民が日本手話に親しむことができるよう、日本手話に関する講座や講習会を開催する。

2 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策（条例第8条第2項第2号）

- (1) 市主催の各種行事を行う際に手話通訳者を配置するよう努める。
- (2) 市議会の会議の際に必要なに応じて手話通訳者を配置するものとする。
- (3) 市の公共施設等において日本手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、日本手話の研修を実施する。
- (4) 保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、子供たちや教職員等が日本手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。
- (5) 事業者に対し日本手話の周知を行い、学ぶ機会を提供する。

3 日本手話を使用することができる環境整備のための施策（条例第8条第2項第3号）

- (1) 日本手話を必要とする市民が市役所等で日本手話を使用することができるよう、手話通訳者を配置する。

- (2) 手話通訳者等派遣事務所の体制の整備に努める。
- (3) 保育園、幼稚園、小学校、中学校において手話が必要な子供及び保護者等に対する支援に努める。

4 手話通訳者の養成及び確保のための施策（条例第8条第2項第4号）

- (1) 手話通訳者を養成するため、手話講習会等を開催する。
- (2) 手話通訳者の技術向上を目的として、研修に参加する機会を提供する。
- (3) 手話通訳者の健康に配慮するため、頸肩腕健診を受ける機会を提供する。

5 日本手話以外の手話

本推進方針に基づく施策の推進に当たっては、原則として日本手話を対象とするが、日本手話以外のものを排除するものではない。

6 推進方針の検証及び見直し

本推進方針に係る各施策の実施状況を朝霞市障害者プラン推進委員会条例（平成25年朝霞市条例第14条）に規定する朝霞市障害者プラン推進委員会において、検証するものとし、推進方針は必要に応じて見直すことができるものとする。